

○経済産業省令第五十一号

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、計量法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和元年十一月二十日

経済産業大臣 梶山 弘志

計量法施行規則の一部を改正する省令

計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（試験場所等の公示）</p> <p>第六十五条 試験の場所、日時、受験の願書の提出期限その他必要な事項は、試験を行う二ヶ月前に出期限その他必要な事項は、試験を行う二ヶ月前に</p>	<p>（試験場所等の告示）</p> <p>第六十五条 試験の場所、日時、受験の願書の提出期限その他必要な事項は、試験を行う二ヶ月前に出期限その他必要な事項は、試験を行う二ヶ月前に</p>

までに公示する。 （合格者の公示） 第六十九条 試験の合格者の受験番号は、公示する。 （公示の方法） 第一百四十四条 法第百五十九条第一項各号の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行う。 （公示） 第一百二十二条 理事長は、計量教習の種類、実施時期、受講手續、入所試験その他計量教習に関する必要事項を公示しなければならない。	までに告示する。 （合格者の告示） 第六十九条 試験の合格者の受験番号は、官報で告示する。 （公示の方法） 第一百四十四条 法第百五十九条第一項各号の規定による公示は、経済産業大臣がする場合にあつては告示により、研究所又は機構がする場合においては公告によつて行う。 （公示） 第一百二十二条 理事長は、計量教習の種類、実施時期、受講手續、入所試験その他計量教習に関する必要事項を官報に公告しなければならぬ。
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

vi.

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○ 経済産業省令第五十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百五十八条第一項及び計量法関係手数料令（平成五年政令第二百四十号）第四条の規定に基づき、計量法関係手数料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月二十日

経済産業大臣 梶山 弘志

計量法関係手数料規則の一部を改正する省令

計量法関係手数料規則（平成五年通商産業省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄に一重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に一重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
-------------	-------------

別表第一の二（第四条第一項関係）

イ カ リ	イ カ リ	イ カ リ	イ カ リ
質量計	「略」	「略」	試験
非自動化	「削る」	「削る」	する金額

別表第一の二（第四条第一項関係）

イ カ リ	イ カ リ	イ カ リ	イ カ リ
下のもので	が一トントン以上	非自動化	特定計量器
2	1	「略」	試験
温湿度の影	係る試験	「略」	する金額
十七万五千	四百円	「略」	一件につ

式のもの	出部が電気 あつて、検	3	一定時間が 経過した後の 状態の確認を 要する試験	四百円
誘導する伝導 磁界によつて ヨニテイ試験	波電磁界イミ 無線周波電	4	スパン安定	十三万四 千円

妨害に対する イミュニティ	試験	7	ヨニテイ試験	三万八千
環境の影響に 由る試験	でに掲げる試 験以外の電磁	8	ヨニテイ試験	六百円

装置の追加要 ア制御の電子 ソフトウエ	サージイミ ト	9	ヨニテイ試験	五百円
七百円	七万五千	八万一千	五百円	五百円

「新設」

件試験	
「新設」	「新設」

5

6	ヨニテイ試験	無線周波電	五万四千
7	試験	磁界によつて 誘導する伝導 妨害に対する イシヨニテイ	四百円
8	ヨニテイ試験	サージイミ	三万八千
5	から7ま		六百円
で	に掲げる試		七万五千
験以外の電磁			五百円
環境の影響に			

試驗件
「新設

「新設」

-
6
-

(2) ひょう	量が一ト	中欄 2 及び中欄 3 に掲げる試験を行う 必要がない型式にあつては、一十一万六千七百円とする。	9	係る試験
	ードセルの性質	中欄 2 及び中欄 4 に掲げる試験を行う 必要がない型式にあつては、一十一万七千百円とする。	1	アナログロードセルの性質

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

4) 驗	ノンを超えるもの	能に係る試験	2)	デジタルロードセルの性質
	ターミナル及びデジタルデバイスの性能に係る試験	指示計及びタータル処理装置の性能に係る試験	3)	アナログデジタル変換装置の性能に係る試験

[新設]

「削る」		「試験」		「中欄2及び中欄3に掲げる試験を行う」	
ロ 式 は かり	自動捕捉	1	温湿度の影 響に係る試験	三十七万	必要がない型式にあつては、一十一万六 千七百円とする。
ロ 影 響 に 係 る 試 験	供給電源の 影響に係る試 験	14万千 円	六千七百	ひょう量 が一トンを 超えるもの	中欄2及び中欄4に掲げる試験を行う 必要がない型式にあつては、一十一万七 千百円とする。
ロ 能 に 係 る 試 験	デジタル 能に係る試 験	1 ドセ ルの性 能に係る試 験	アナログロ ードセ ルの性 能に係る試 験	1 アナロ グロ ードセ ルの性 能に係る試 験	三十四万 千八百円
ロ 能 に 係 る 試 験	デジタル 能に係る試 験	1 ドセ ルの性 能に係る試 験	アナロ グロ ードセ ルの性 能に係る試 験	1 アナロ グロ ードセ ルの性 能に係る試 験	三十四万 九千二百 円

3	2に掲げる	試験以外の電	磁環境の影響	に係る試験	4	5	1から4ま	でに掲げる試	験以外の試験	7千百円	一十一万	三千八百	三十四万	スパン安定	性に係る試験	円	一十一万	七千百円	二千八百	三十四万	一千百円	六十七万	一一千百円	二二二万	四千三百	四十二万
3	指示計及び	タ - ミナル	タ - デジタル	デ - タ処理装	性能に係る試	「新設」	る試験	置の性能に係	る試験	千八百円	二十万二	千八百円	二十一万	アナログデ	タ処理装置の	円	九千三百	九千三百	二十一万	二十一万	九千三百	四十二万	九千三百	四十二万		

中欄1及び中欄4に掲げる試験を行う 必要がない型式においては、四十一万六 百円とする。		〔新設〕	
三・四	〔略〕	〔略〕	〔略〕
三・四	〔略〕	〔略〕	〔略〕

備考 表中の〔 〕は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。